

XVI【仕事のことについて相談したい】

1 就労相談窓口

○滋賀県難病相談支援センター

滋賀県難病相談支援センターでは、難病患者の就労支援を進めるため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供を行います。

電話番号：077-526-0171

住所：大津市京町四丁目3番28号

受付時間：平日10時から16時まで

○ハローワーク

ハローワーク大津には、障害者の専門援助窓口「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。

他のハローワークにおいても、障害者の専門援助窓口で就労支援を行っています。

名称	管轄	電話番号
ハローワーク大津 (大津公共職業安定所)	大津市	077-522-3773
ハローワーク高島 (大津公共職業安定所高島出張所)	高島市	0740-32-0047
ハローワーク長浜 (長浜公共職業安定所)	長浜市・米原市	0749-62-2030
ハローワーク彦根 (彦根公共職業安定所)	彦根市・愛知郡・犬上郡	0749-22-2500
ハローワーク東近江 (東近江公共職業安定所)	近江八幡市・東近江市・蒲生郡	0748-22-1020
ハローワーク甲賀 (甲賀公共職業安定所)	甲賀市・湖南市	0748-62-0651
ハローワーク草津 (草津公共職業安定所)	草津市・守山市・栗東市・野洲市	077-562-3720

○働き・暮らし応援センター

(湖北：就業・生活支援センターこほく、はたらき・暮らし応援センターこほく)

障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、働き・暮らし応援センターが設置されています。

地域ごとに、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズを結びつける取り組みを進めるとともに、実習の実施、職場の定着、就労にともなう生活のサポート等を関係機関と連携して実施します。

各働き・暮らし応援センターには、「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、企業の方からのお問い合わせやご相談、また障害のある人ご自身やご家族からの御相談に応じ、ハローワークや行政、障害者職業センター、福祉施設、特別支援学校など関係機関と連携してサポートします。

2 難病の方を対象とした助成金等

以下の助成金等は、難病の方を雇用する事業主が申請し、支給要件を満たした場合、事業主に対して支給されます。事業主の方が支給要件を満たさない場合、受給できません。

支給要件などの詳細は滋賀労働局へお問い合わせください。

【滋賀労働局 電話番号：077-526-8686 住所：大津市打出浜14番15号】

また、各助成金について、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin)

(1) トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が試用雇用（トライアル雇用＝原則3か月）の形で受け入れることにより、障害者雇用についての理解を促し、試用雇用終了後の常用雇用への移行を促進することを目的とし、市、事業主に対して、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）（月額4万円、最大3か月）を支給する。

(2) 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。

【支給額】

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下記の金額を支給対象期（6か月）毎に支給する。

	支給額	助成対象期間
身体・知的障害者（短時間労働者を除く）	120万円 (50万円)	2年 (1年)
重度障害者等（短時間労働者を除く） (重度障害者・精神障害者・45歳以上の障害者)	240万円 (100万円)	3年 (1年6か月)
障害者（短期時間労働者）	80万円 (30万円)	2年 (1年)

* 「短時間労働者」とは一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいう

* ()内は中小企業以外の事業主に対する支給額・助成対象期間

(3) 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴っている。

また、いわゆる難病のある人は、慢性疾患化して十分に働くことができる場合もあるが、実際の就労に当たっては様々な制限・困難に直面している。

このため、発達障害者および難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用し、雇用管理等について配慮を行う事業主に対する助成を行う。

i) 対象事業主

発達障害者または難病のある人を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

ii) 助成対象期間

1年（中小企業2年）

iii) 支給金額

50万円（中小企業の場合 120万円）

(4) 障害者雇用安定助成金

雇用する障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、特に職場定着に困難を抱える障害者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主および労働者の治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成金を支給する。

i) 障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主遺体して助成金を支給。

ii) 障害者職場適応援助コース

職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成金を支給。

iii) 障害や傷病治療と仕事の両立支援制度助成コース

障害のある労働者または反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者の雇用維持を図るため、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して助成金を支給。